

第5回茨木市特定教育・保育施設利用者負担額等審議会

1 日 時

平成30年1月23日（火） 午後6時30分から

2 場 所

市役所南館8階 中会議室

3 出席者

会 長 福 田 公 教
副 会 長 井 元 真 澄
委 員 今 井 美 紀
委 員 檜 本 佳 子
委 員 大 黒 好 栄
委 員 原 田 茂 樹
委 員 梶 武
委 員 三 角 智 昭
委 員 城 谷 星

4 事務局職員

こども育成部長 佐 藤 房 子
こども育成部理事 岡 和 人
こども育成部次長兼保育幼稚園総務課長 西 川 恵 三
学童保育課長 幸 地 志 保
保育幼稚園事業課長 村 上 友 章
学童保育課課長代理兼学童保育係長 九 鬼 里 恵
保育幼稚園事業課課長代理兼給付係長 大 石 裕 之
保育幼稚園総務課課長代理 中 路 洋 平
学童保育課保育指導主事 杉 本 政 久
学童保育課管理係長 三 好 正 祐
保育幼稚園事業課認定係長 西 田 匡 志
保育幼稚園総務課管理係長 北 川 賢 一
保育幼稚園総務課管理係 西 川 康 一

5 案件

- (1) 答申（案）について
- (2) その他

6 発言要旨

(西川次長) 皆さん、こんばんは。

定刻となりましたので、ただいまから、第5回茨木市特定教育・保育施設利用者負担額等審議会を開会させていただきます。

なお、本審議会は第1回審議会におきまして、原則公開と決定していただいておりますので、傍聴者の方には、既に入室していただいております。

続きまして、本日の案件に入らせていただく前に、本日の委員の出席状況についてご報告申し上げます。

本日は、委員総数9名全員にご出席いただいておりますので、当審議会規則第6条第2項の規定により、会議は成立しております。

それでは、福田会長、審議会の進行をよろしくお願いいたします。

(福田会長) どうも皆さん、こんばんは。よろしくお願いいたします。寒い中ありがとうございます。

それでは、会議の次第に沿って議事を進めさせていただきます。

本日は、会議の次第にお示ししておりますとおり、答申（案）について審議を行います。

これまで、当審議会が諮問を受けました「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の適正化（案）及び学童保育室利用料（案）」について審議をしてまいりました。その中で各委員からいただいた意見等を踏まえ、私と井元副会長及び事務局で答申（案）をまとめました。

また、別途、市において、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の適正化（案）及び学童保育室利用料（案）」について、平成29年12月7日（木）から12月28日（木）の間、パブリックコメントが実施されました。市民から寄せられたご意見並びにご意見に対する市の考え方について（案）をまとめられたとのことですので、答申（案）とあわせて事務局から説明していただきたいと思っております。

その後、答申（案）について委員の皆様から意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局、よろしく願いいたします。

(中路課長代理) 座って説明させていただきます。

それでは、答申(案)につきまして、本日の資料2、茨木市特定教育・保育施設利用者負担額等審議会答申書(案)をごらん願います。

ページをめくっていただきまして2ページをごらんいただきます。

それでは、全文を公開させていただきます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の適正化及び学童保育室利用料について(答申)

1 審議の結果 (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の適正化について 市町村が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額については、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号において、「政令で定める額(以下「国徴収基準額」という。)を限度として世帯の所得の状況その他の事情を勘案して利用者負担額を定める。」と規定されています。

茨木市における特定教育・保育施設等の利用者負担額については、昭和57年度以降、国徴収基準額の75%を利用者負担割合としてきており、平成22年度にはこの考え方を条例において定め、現在も適用していますが、実態は条例で定める国徴収基準額の75%と乖離している状態となっています。

よって、条例で定められた国徴収基準額の75%を利用者に負担いただくため、次のとおり改正を行い、適正化することについては、妥当であるとの結論を得ました。

改正内容 利用者負担額算定時の国徴収基準額については、次に掲げる給付単価を限度として算定するものとする。

①保育標準時間認定こども又は保育短時間認定こどもに係る利用者負担額 定員区分101人から110人までの保育所に係る公定価格の基本分単価に、「所長設置加算」「主任保育士専任加算」「事務職員雇い上げ費加算」「冷暖房費加算」「三歳児配置改善加算」を加えた額 ※ただし、「三歳児配置改善加算」については、改正案施行後、概ね1年間は、0.5を乗じた金額を適用することとする。

②教育標準時間認定こどもに係る利用者負担額 定員区分106人から120人までの幼稚園に係る公定価格の基本分単価に、「チーム保育加配加算」「給食実施加算」「主幹教諭等専任加算」「子育て支援活動費加算」「冷暖房費加算」「三歳児配置改善加算」を加えた額。

(2) 学童保育室利用料について 放課後児童健全育成事業(学

童保育事業)の運営費の負担の考え方として総事業費の2分の1を利用者(保護者)が、残りの6分の1ずつを国・都道府県・市町村が負担すべきものとして国から示されております。

その考え方に照らし合わせて、適正に利用者負担を求めるに当たり、特定教育・保育施設の利用者負担額と同様、利用者負担のうち25%については市が負担することとし、あわせて、所得に応じて負担増を抑えるために現階層区分よりも細かくすることとして次のとおり改正することについては、妥当であるとの結論を得ました。

改正内容については、こちらに記載のとおりとなります。

2 経過 茨木市特定教育・保育施設利用者負担額等審議会は、学識経験者、市民及び各種団体代表からなる9人の委員の構成で、平成29年4月1日に設置されました。

当審議会は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の適正化(案)及び学童保育室利用料(案)について市長から諮問を受け、延べ6回の会議において、提出された資料等をもとに、子ども・子育て支援新制度における利用者負担額の仕組み、茨木市内の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所(以下「特定教育・保育施設等」という。)並びに学童保育室の運営、市民の教育・保育に対する利用ニーズ、その他の子ども・子育て支援の状況把握に努めつつ、特定教育・保育施設等の利用者負担額並びに学童保育室利用料について、市民の立場又は各々の専門的な立場から慎重かつ率直な意見交換を行い、利用者負担額及び学童保育室利用料について一定の結論に達しました。

3 審議の内容。(1)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の適正化。昭和56年度に開催された茨木市保育料問題懇談会において、茨木市保育所保育料を国の徴収基準額の75%とすることは妥当であるとの答申を得た後、茨木市の保育所保育料については、前年度の国の徴収基準額の平均75%としています。この負担割合については、直近では、平成21年度に開催された茨木市保育所保育料に関する懇談会においても妥当であるとの答申を得て条例化し、平成26年度に開催された茨木市こども育成支援会議においても、この考え方について諮り、平成27年度以降、保育所の利用者負担額だけでなく、幼稚園の利用者負担額についてもこの考え方を適用しています。

しかしながら、規則に定める利用者負担額の算出方法が、各施設の実態と乖離していることにより、現在、実際には、利用者に負担

いただいている額は国徴収基準額の 70%程度となっている状況であることが確認できました。これを実態に合わせ 75%とすることは、適正な負担を利用者に求めるものであり妥当であると考えました。

一方、3歳児については、適正化後の増加額が他の歳児と比較し大きく変わることから、利用者への影響が大きいと考えられます。このことについては、1(1)①※のとおり経過措置を設けることで影響を緩和できることから、妥当であると考えました。なお、改正時期については、国において、2020年度までに幼児教育・保育の利用者負担の無償化が示されていることから、慎重に検討する必要があるとの意見が出されました。

(2) 学童保育室利用料 放課後児童健全育成事業については、従来から運営費の負担の考え方として総事業費の2分の1を利用者(保護者)が、残りの6分の1ずつを国・都道府県・市町村が負担すべきものとして国から示されていました。

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まるに当たり、茨木市においては、新制度による児童の集団規模の適正化(1クラス概ね40人以下となるよう教室の分割)を3か年計画で実施後、総事業費の2分の1とした国の考え方を基本に利用者負担額の見直しを行うこととし、平成27年度はそれまでの18時から19時までの時間延長拡充分に係る延長利用料のみ引き上げを実施し、基本利用料については平成29年度に検討することとされました。

利用料の見直しを検討する中で、近年、茨木市では総事業費に占める利用者負担の割合が概ね4分の1程度で推移し、国の示す考え方との乖離が大きい状態が続いておりますが、総事業費の2分の1とした国の考え方のおりに利用者負担額の見直しを行うと、現在の倍以上の額となり、保護者の負担も大きいことから、特定教育・保育施設の利用者負担額と同様、利用者負担のうち25%については市が負担すること、また、所得に応じて負担増を抑えるために現階層区分よりも細かくすることとした前述の改正内容が示されました。審議の過程で、ひとり親世帯に対する配慮の必要性について意見がありましたが、府内市町村のひとり親世帯に対する減免等と同程度の措置が設けられており、その点を含め、示された改正内容については、妥当であると考えました。

4 終わりに 今回の答申については、延べ6回の審議を重ね、慎重に検討を行った結果、結論に達したものであり、本答申を尊重し、適切な処置がとられることを要望するものです。

これまで、保育所保育料を改正する場合には、懇談会を設置し、市民の意見を聴き、市民的合意のうえ、保育料を決定するという慎重な手続きを踏まれてきました。今回は、これに加え、幼稚園、認定こども園等の利用者負担額及び学童保育室利用料の改正について諮問されたものです。

近年、少子化が進展するとともに核家族化や共働き家庭の増加、地域の子育て力の低下などに伴い、教育・保育に対する利用ニーズはますます増加・多様化しています。今後につきましても、子ども・子育て支援を取り巻く社会環境の変化を的確に把握し、国の制度改正又は市の財政状況等を勘案しつつ必要に応じて、利用者負担額等についての審議会を設置し、そのあり方を検討されるよう要望します。

5 付帯意見 当審議会の結論及び審議の内容については、以上の各項目で述べたとおりですが、審議の中で、以下のとおり意見が出されたので付言します。

(1) 特定教育・保育施設等利用者負担額の変更時期について 利用者負担額の変更に当たっては、国における幼児教育・保育の利用者負担の無償化の動向に十分注視し、適切な時期を見きわめていただくよう要望します。

(2) 特定教育・保育施設等利用者負担額の階層区分について 茨木市の特定教育・保育施設等利用者負担額については、国の定める階層区分を採用し、国徴収基準額の75%と定めています。

国徴収基準額については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定められていることから、茨木市の考え方の妥当性は認められるものではありませんが、北摂各市の設定状況を見ると、いずれも、国の定める階層区分を基本に、より細分化した独自の階層区分を設定しており、階層区分間の段差が緩やかになるよう考慮されています。

当審議会としては、よりきめ細かな階層区分を設定することで、階層区分間の段差を緩やかにすることが必要であると考えますので、今後の検討課題としてください。

(3) 特定教育・保育施設等利用者負担額以外の費用について 私立施設における特色ある教育・保育の取り組み及びサービス内容は施設において異なることから、実費徴収、上乘せ徴収、延長保育料、給食費、主食費その他の利用者負担額以外の金額についても、施設によって異なっています。

人件費等、保育に係る経費が施設により異なることから、これらを一律の金額に統一するという事は困難であるとは思いますが、これらの金額が適正なものとなるようチェックする仕組みを構築してください。

また、現在も、市ホームページ等においてこれらの金額の情報提供を行っているとのことではありますが、市民がこれらの情報を入力しやすくなるようさらなる工夫に努めてください。

(4) 学童保育事業について 放課後児童支援員（学童保育指導員）の研修等、さらなる質の向上に努めるとともに、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の中で求められている小学校6年生までの対象学年の拡大や、要望のある長期休業中のみの学童保育事業の利用などについて、検討、取り組みいただきますよう要望します。

次のページからは、資料1として委員名簿、資料2で本審議会の規則、参考で特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の適正化（案）についてと、学童保育室利用料（案）についてのパブリックコメントの資料を添付しております。

次に、平成29年12月7日から12月28日に実施いたしましたパブリックコメントについて、市民の皆様からいただきました意見の一部をご紹介します。

なお、本日お配りしておりますパブリックコメントの2点と市の考え方の資料は、現段階での案としてお示ししておりますので、今後変更となる可能性があります。

では、資料4、提出された意見等及び市の考え方（案）、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の適正化（案）についてをごらん願います。

全部で143人、270件のご意見をいただいております。なお、重複する内容については、まとめて表記しております。それでは1ページ、賛成意見として、通番1、利用者負担額の増額分が、待機児童の解消や保育の質の向上に充てられるのであれば構わない。通番2、行政サービスの利用者が、適正な金額の範囲内で、対価として一定の負担をするのは当然のことだと思う。市の考え方といたしましては、今後とも、待機児童の解消、保育の質の向上に努めてまいります。反対意見として、通番3、国も保育料の無償化を実現する方向で動き出している。以下、2ページの通番21までが国の無償化の動きに逆行しているという趣旨のご意見となっております。

次に、2ページ、通番 22、「子育てしやすい街・茨木」の理念に反している。ここから以下、4ページの通番 44 までが市の政策についてのご意見となっております。

次に、通番 45、子供が小さいうちは病気などで休まなくてはいけない日も多く、負担増は重い。以下、5ページの通番 77 までが生活への負担についてのご意見となっております。

次に、通番 78、茨木市の財政は黒字を続けている。以下、6ページの通番 85 までが市の財政状況を踏まえたご意見となっております。

次に、通番 86、国、地方も保育料は無償化の流れであり北摂他市の中でも高い保育料水準を引き下げるべき。以下、通番 99 までが他市との比較についてのご意見となっております。

次に、7ページ、通番 100、働く親たちが安心して大切な子供を預けられるように、また子供たちが元気に育つように保育料を値上げしないでほしい。以下、通番 108 までが働く保護者への支援についてのご意見となっております。

次に、通番 109、政府は働く母をふやす、少子化対策をするなどと言っているが、それと逆行している。以下、8ページの通番 119 までが少子化対策と逆行している市のご意見となっております。

次に、通番 120、保育料は今でも高額を支払っている。これ以上、上げなければならない理由を明確にしてほしい。以下、通番 126 まで、利用者負担の増額分の使い道が明確でないという趣旨のご意見となっております。

通番 127、増加分が保育士等の待遇に反映されたり、保育園の保育や施設の充実には充てられるのならまだしも、そうではないのなら、これ以上の負担増に反対。以下、9ページの通番 129 まで、待機児童解消や保育の質改善に充てられないのなら反対という趣旨のご意見となっております。

次に、通番 130、75%という数字にこだわることで市民に負担を強いていることをわかってほしい。以下、通番 132 までが国徴収基準額 75%としていることへのご意見となっております。

次に、通番 133、保護者の立場になって考えてほしい。以下、通番 142 まで、その他さまざまなご意見をいただきました。

市の考え方といたしましては、1ページにお戻りください。市の考え方といたしましては、今回の利用者負担額の見直しについては、値上げではなく、適正化であると考えております。

本市では、昭和 56 年度に開催された茨木市保育料問題懇談会にお

いて、茨木市保育所保育料を国の徴収基準額の 75%とすることは妥当であるとの答申を得た後、茨木市の保育所保育料については、前年度の国の徴収基準額の平均 75%としています。この負担割合については、直近では、平成 21 年度に開催された茨木市保育所保育料に関する懇談会において、妥当であるとの答申を得ており、平成 26 年度に開催された茨木市こども育成支援会議においても、この考え方について諮り、平成 27 年度以降、幼稚園・保育所ともにこの考え方を適用し、条例で定めています。

しかしながら、規則の設定方法の理由により、現在、実際には、利用者に負担いただいている額は国徴収基準額の 70%程度となっている状況であり、国徴収基準額の 5%に相当する額を公費で負担している状況です。この額については受益者負担の観点からサービスを利用されている方にご負担いただくことが適正であると考え、実際の利用者に負担いただく額が 75%となるよう適正化を図るものです。

なお、国から 2020 年度までにゼロ歳から 2 歳児クラス（低所得世帯）及び 3 歳から 5 歳児クラスの無償化が示されました。国の無償化が実施された場合、茨木市も無償化を実施することとなりますが、今回の適正化（案）は、実態と乖離している現行利用者負担額の設定方法を改めるものと考えております。

次に、10 ページをごらんいただきます。

その他の意見といたしまして、通番 143、各保育所等の延長保育料を一律にしてほしい。標準時間や短時間保育の設定なども始まっているが、延長保育料が高過ぎる。1 分から 15 分など園によってもばらつきがあり、見直しをしていく必要があるのではないかと。市の考え方といたしまして、人件費等、保育に係る経費が施設により異なることから、これらを一律の金額に統一することは難しいと考えておりますが、これらの金額が規定なものとなるようチェック体制を強化してまいります。

次に、通番 144、負担の階層区分をきめ細かく設定すべき。以下、通番 148 までが階層区分に関するご意見をいただき、市の考え方といたしましては、階層区分間の段差については、課題であると認識しており、検討の必要性はあると考えておりますが、現在の条例及び規則における規定方法では、仮に、細分化した場合、階層区分によっては、利用者負担額が国徴収基準額の 75%と乖離する部分が出るなど、整理すべき課題も大きく、階層区分の細分化については、

どのような方法によるものが適正かも含め、検討してまいります。

11 ページからは、利用者負担額の適正化に関すること以外のご意見をいただいております。

次に、学童保育室利用料について資料6、提出された意見等及び市の考え方（案）、学童保育室利用料（案）に関する意見をごらん願います。

全部で96人、122件のご意見をいただいております。なお、重複する内容については、まとめて表記しております。まず、反対の意見といたしまして、通番1、保育・教育等の無償化、負担軽減の流れの中で逆行する。通番2、値上げ後は大阪府内で最高額となる。通番3、茨木市は大阪府内でも財政力豊かな自治体である。財政黒字を活用してほしい。通番4、値上げは困る。通番5、教育・保育の予算をふやし「子育てしやすい街・茨木」を目指してほしいなど、さまざまなご意見をいただき、市の考え方としましては、平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしましたが、本市の学童保育事業においては、集団規模の適正化のための支援の単位の増、延長保育時間の1時間の延長を実施するなど、一定、質の向上を図ったことから、今年度利用料の見直しを実施しているものであります。

総事業費の2分の1を利用者（保護者）が負担するものとする考えが国から示されており、今般の保育所等の無償化の中でも放課後児童健全育成事業（学童保育事業）に関することはありません。利用者負担額を見直す中で、単に本市における総事業及び利用者数から算出した総事業費の2分の1を利用者負担額とするのではなく、そのうち25%を子育て支援施策として市が負担する額としたものであり、適正に利用者負担を求めてまいります。なお、2人目以降は半額とする予定です。

次に、2ページをごらん願います。

階層区分についてのご意見といたしまして、通番33、C階層を統合しないでください。市の考え方としましては、現行の4区分から6区分へと階層区分を設定した際に茨木市保育所・認定こども園（保育枠）利用者負担額徴収基準額表を準用しましたが、この表に市町村民税均等割のみ課税区分がないため、今回の改正により市町村民税所得割課税額により区分判定することといたします。

通番34、階層区分をきめ細かく設定してください。市の考え方としましては、大阪府内他市町村の利用料区分等と比較し、所得に応

じて負担増を抑えるために今回の階層区分設定としました。なお、茨木市同様の区分を設けているのは他に1自治体あります。

3ページには、学童保育室利用料以外のご意見をいただいております。

以上です。

(福田会長) ありがとうございます。

それでは、ただいまいただきました説明、答申案等についてご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

それでは、ざっと一気に説明していただきましたけれども、まず、資料の2のほうに戻って、こちらのほうから順次聞いていきたいというふうに思います。

これまで、4回審議を進めてまいりました。それで一定まとめたものということになってまいります。開いていただきまして、2ページです。こちらのほうから、まず見ていきたいというふうに思いますけれども、審議の結果でございます。こちらで、条例で定められた国徴収基準額の75%を利用者に負担していただくために、次のとおり改正するのだということで、改正内容です。かなりコンパクトにまとめてくださっておりますけれども、我々も当初なかなかわかりにくかった負担算定の方法等も、資料3のほうにかなり細かくわかりやすく、といたしてもかなりこれ難しいということが、この資料を見ながら私としては感想として思いましたけれども、これを確認していただき、現行のものから利用者負担額の算定方法を見直すということです。改正内容として取りまとめたというのが1、審議の結果の(1)番というところになろうかと思います。

それから(2)番です。こちらが学童保育室の利用料ということになりますけれども、こちらも国から定められたもの、それに合わせまして特定教育・保育施設の利用者負担額と同様の利用者負担のうちの25%については市が負担するというので、所得に応じた負担増を抑えるということ等も加味して、改正内容として表にあるとおりになるというところでございますけれども、まず、その審議の結果についてのまとめ方については、このような形でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

続いて3ページ目です。

こちら経過というところになっておりますけれども、どういう経過で審議なされてきたのかというところがそちらにまとめてござい

ます。9人の委員構成です。ずっとこれまでの経過、それから制度の仕組み等々見て、利用者負担額及び学童保育室利用料については一定の結論に達したプロセスをこちらのほうにまとめていただいております。これまで4回、きょうが5回目、次回で6回ということですので合わせて6回の会議で審議してきましたよということがまとめてございます。こちらもよろしいでしょうか、経過でございました。

続きまして、4ページに入っていきたいというふうに思います。

こちらが審議の内容ということでございます。一つ目が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の適正化について見ていくということです。とりわけ、その審議の中で我々が明らかにして事務局のほうにしてもらったのは、規定に定める利用者負担額の算定方法というものが、現在は各施設の実態と乖離していると。そのために国徴収基準額の70%程度になっているということがわかりましたので、それを条例に定める75%とすべく見てきたというところでございます。

3歳児について、経過措置というところの1(1)①米印、これ済みません、どこになるか事務局、説明してもらってもよろしいですか。

(中路課長代理) 2ページの改正内容で、①があつて、その定員区分101人からというところの続きで米印、ただしのところです。

(福田会長) ありがとうございます。

米印、2ページの①番の下にあります米印、ただし、「三歳児配置改善加算」について、改正案施行後、概ね1年間は、0.5を乗じた金額を適用することとするということで、経過措置です。影響を一定勘案するという方法を盛り込んでおるといふところだったと思います。これ、審議の中で今回、適正化する中で利用料が増加する部分がありますので、その激変緩和措置ということかと思えます。

それから、なお書きのところですけども、改正時期については、国において2020年度までに幼児教育・保育の利用者負担の無償化が示されていることから、慎重に検討する必要があるとの意見が出されたということで、今回この審議会が立ち上がった後に国のほうから大きな方針が出されました。

したがいまして、今回の審議の中身、利用者負担額を適正化していくという流れと、また別のところ、国のほうから新たな方針が出されておりますので、そことどう結び合わせていくのか、今後ぜひ

慎重に検討していただきたいというところを、なお書きでつけ加えておるといってございます。

ここよろしいですか、(1) 番のところになりますけれども。

それでは、(2) 番です。学童保育室の利用料のところのございます。こちらでも茨木市では総事業費に占める利用者負担額の割合が概ね4分の1程度で推移しており、国の示す考え方との乖離が大きい状態が続いておったと。総事業費の2分の1とした国の考え方とおり、利用者負担額の見直しを行うと、現在の倍以上の額となり、保護者の負担も大きいということで、特定教育・保育施設の利用者負担額と同様、利用者負担のうち25%については市が負担、また所得に応じて負担増が抑えられるように、現階層区分より細かくするというところで、最初に示したような形で見えてきたというところであったと思います。

済みません、審議の中身です。4回分をコンパクトにまとめてくださっていますので、ここらぐらいかなというところも思いますけれども、委員の皆さんいかがでしょうか。審議の内容について、ここまでの形でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

続いて 4 おわりにというところのございます。今後というところでしょうか。とりわけ、近年、少子化が進展する中で、核家族化、共働き家族の増加、地域の子育て力の低下などに伴い、教育・保育に対する利用ニーズがますます増加・多様化しています。今後につきましても、子ども・子育て支援を取り巻く社会環境の変化を的確に把握し、国の制度改正または市の財政状況等を勘案しつつ必要に応じて、利用者負担額等についての審議会を設置し、そのあり方を検討されるよう要望しますということで、今回かなりこの適正化というところに絞って議論してまいりましたので、このような形での答申(案)ということになっておりますが、やはり今後の教育・保育に対する利用ニーズということを考えてとき、改めて検討すべき課題も出てくるかなというところもこちらに書いてございます。おわりにのところです。

なかなか委員の皆様方も適正化に向けた議論の中で、発言しにくかった部分もあったかなと思いますけれども、今後引き続き、審議をお願いしたいという要望を終わりのほうで取りまとめております。こういった形でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

続いて5番、これは付帯意見というところになりますが、全部で五つ示しております。

まずは、変更時期です。方向性、こちらのほうで明らかにさせていただいておりますけれども、いつするのかというところ、適切な時期をぜひ見きわめていただきたいというところではあります。

それから二つ目です。階層区分についてでございますが、こちらでも今後の検討課題として階層区分、より細分化を目指していただきたいということを書いております。

それから三つ目ですけれども、特定教育・保育施設等利用者負担額以外の費用ということで、今回は直接的な負担額の部分になりましたけれども、それ以外に係る部分をよりわかりやすくする方法というものを検討していただきたいということになっておると思っています。

それから四つ目、これは学童保育ですけれども、こちらは子ども・子育て支援新制度の中では小学校6年生まで対象ということですが、なるべく早く拡大していく方策をぜひ考えていただきたい。また、その長期休業中に利用できないか、そういったことを今後検討していただきたいということで、負担額だけではなく、具体的な事業の中身についても付帯意見として出していくということがございますけれども、こちらについてはいかがでしょうか、皆さん。

ここまでざっと見てきましたのが、今回の答申書（案）でございますので、ぜひ委員の皆様には、いかがでしょうか。これまでの審議を含めて、感想も含めてご意見いただければありがたいなというふうに思っております。

ありがとうございます。

大きな流れとしては、こういった形でということになるかと思っておりますけれども、あと資料としてつけていただきましたパブリックコメントについての意見、それから市の考え方についてもございまして、こちらについてはいかがでしょうか。

済みません、城谷委員、どうぞ。

(城谷委員) ちょっと済みません。私が認識してないのかわからないのですが、今、私たちはこれ4回でしたか5回でしたか、いろいろなことを勘案しながら議論を重ねてきたということで、この答申書がまとめられて、この資料4と6について提出された意見及び市の考え方というのが出ていますけれども、この提出された意見というのは、この答申書を見ての意見ではなしに、我々がずっと審議を重

ねてきた過程での意見ということなのですね。

そうしたときに、この市の考え方というのは、この意見が出たことに対する答えということも含まれているというふうに考えたいのですか。

(福田会長) 事務局、いかがでしょうか。

(西川次長) パブリックコメントにおける市の考え方というところですけども、本日、ご審議をいただいております答申(案)につきましては、これまでの審議内容を踏まえ、答申(案)として作成させていただきます。資料3と資料5につきましては、パブリックコメントを実施するにあたり、これまで4回の審議会でのご意見等を踏まえて作成したもので、これを公表いたしましてパブリックコメントを行いました。

そして、市に対して、様々なご意見をいただきましたので、そのご意見に対しまして、市は、現在どのように考えているのかということにつきまして、先程、説明をさせていただいたものでございます。

(城谷委員) それでは、この市の考え方というのを結論というのか、今、現時点ではこういう考えですということでもいいですね。

(西川次長) はい。

(城谷委員) わかりました、ありがとうございます。

(福田会長) ありがとうございます。

ほかにご意見いかがでしょうか。それじゃあ、原田委員、どうぞ。

(原田委員) 済みません。今、城谷委員から出た意見も含めてなのですけども、結果として最初にずっと審議をしてきた流れがあります。それから、今パブコメというのはこの資料、こういう適正化(案)というのが示されて、それを見て市民の方が寄せられた意見という流れがあって、それに対して市が答えられたという形です。ということは、きっとこの審議会は言ったらパブコメはそういうのがあるのだなという、あくまでも参考で示していただいたということで、大半がどちらかと言うと当然反対的な、当然値上げですから、それはやめてよというご意見が大半であるという中で、きっと、かと言ってこのパブコメのご意見を参考にしても、もう今さらこれをどうのこうのということはきっと一定大きな審議という、やはり市民の声はこれだけ大きいことから、どうのこうのということはないということで、ただ考えますのは、答申(案)を出すときに、こういうやはりご意見も大変多いのだなということで、それに対して少し答え

られるような形の付帯意見であるとかが、やはりしっかりされない
と、全くこれを余り無視とは言いませんけれども、余り考えていな
い形になるのは、やっぱりいけないかなとちょっと思いましたので、
この審議会の意見の中でもやはり値上げになるという形になるので、
それに伴っていろいろな配慮ができるところはしっかり質の充実で
あったり、いろいろな部分でという意見はたくさん委員からも出ま
したので、そこら辺の、より質の向上とかいろいろな部分でこの適
正化、あくまで今回は値上げではなくて適正化ですので、適正化は
やむを得ないけれども、それに伴ってやはり質の向上とか云々はし
っかりやっていたきたいという声は、委員からもしっかり出たと
思いますので、そこら辺がきつとこの付帯意見とかのところにしっ
かり書かれているのだらうなと思います。

それを配慮した文章になっているのだらうなという思いだけです。
今、ちょっとそれをこの部分をどうのこうのとはありませんので、
きつとそういう構造ではないと、何かこのパブコメ意見を参考に、
今ご説明していただいたのですけれども、私ら委員としてそれにど
う答えたらいいのかなという、ちょっとそんな戸惑いがあったとい
う、済みません、感想的なことだけれども。

(福田会長) 原田委員、ありがとうございます。

おっしゃるとおりだと思うのです。こちらは、審議会として一定
適正化に向けた審議をやっておったというところと、市は市で市民
の意見を聞いたという中で、今回結構意見を見させていただきます
と、我々がここで議論してきたことの全てを理解していただいて、
意見をいただいている部分ではない部分もあるかなというふうに思
います。

特に、先ほど私も申し上げましたけれども、国の議論と市で議論
している部分というものが、要するに国を追いかけてうちがやって
いるわけではありませんので、一定、別で進んでいる部分でござい
ます。それと、国が言っているところと茨木市がやろうとしている
部分って全然別ではないかというような意見等々、多分出てくる部
分ってあるのだらうなというふうに思います。

1個1個見ていきますと、やっぱり丁寧に返すことによって、市
民の理解が得られる部分があるのかなというふうに思っています。
先ほど、原田委員もおっしゃってくださいましたように、要するに
今回値上げではなくて適正化ですよということで審議を進めており
ますけれども、市民感覚が進みますと利用料は上がるじゃないかと

いうところは必ず出てくると思うのです。そこが、そういうふうになるその背景、それからロジックというものがどこにあるのかというものをかなり丁寧に説明しないと、この間の我々も当初わからなかった部分もあったわけですが、議論を市民の方に理解していただくには、多分この資料を相当わかりやすくまとめてくださっているわけなのですけれども、それでもまだまだ難しい部分もあるかと思えますので、ぜひ、これだけたくさんご意見をいただけたということは、もうそれだけ市民の関心が大きいということだと思えます。

それに対して、市がどう考えているのかについては、ぜひ丁寧に返していただきたいなというふうに思いますし、ある意味、今回市がパブリックコメントをしてくださったということですので、それとは別のところで審議というのは進んでいるわけですが、これを市長が受け取られた後、あわせてこのパブリックコメントの意見というものも参考にしながら、今回付帯意見等々にもありますけれども、いつやるのか、どういった形でやるのかというところは今後の検討課題になってまいりますので、そういうプロセスの中で、きっと生きてくる意見になるのではないかなというふうに私としては思っておりますけれども、事務局、何かございますでしょうか。

(西川次長) パブリックコメントにおける市の考え方でございますが、先程も申し上げさせていただきましたが、これは、(案)として申し上げます。ただいま、いただきましたご意見、丁寧にお答えしていくという部分も含めまして、回答内容については、もう一度、検討させていただいて対応いたしたいというふうに考えております。

また、それと、答申に対する対応というところにつきましては、答申を受けまして、市としてどのように対応していくかということを変更して検討させていただくということになります。さらにパブリックコメントのご意見につきましても、十分に踏まえまして、あわせて検討するという形になりますので、よろしく願いいたします。

(福田会長) ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。井元委員、どうぞ。

(井元委員) 今回は条例で決まっている部分については、この審議会では議論ができないという前提で適正化というところで議論いたしましたので、答申としてはこのような構造になるのかなというふうに思っております。

ただ、この4のおわりにというところと、この付帯意見というところ

ところで、この審議会が出た意見をまとめてあるかと思しますので、ここはもう少し不十分だということであれば、今委員の先生方から意見が出されましたらこの部分についてはまた加筆などができるかと思しますので、また今気づいたところをおっしゃっていただいたらというふうに思っております。

それと済みません。答申の2ページ、3ページなのですが、2ページのやはり負担額の適正化についてというところの改正内容は、この文章を見ただけでは何が何ぼになるのかとかかわからないのです。3ページのほうは、利用料についてと表が載せてあるのでわかりやすいのですが、答申としては、これでいいのであればこれでいいのですが、ここの金額は結局幾らやねんというのがわかるためにもこの参考資料のほうを見るという理解でよろしいのですね。ですから、答申としてはこの文章で足りているという理解でよろしいのでしょうか。ここは1点ちょっと確認させていただきたいと思えます。

(福田会長) 事務局いかがでしょうか。

(西川次長) 済みません。答申(案)の1の(1)の審議結果の改正内容については文章での説明をさせていただいています。

具体的な中身につきましては、この資料として付けさせていただいた参考1の7ページのところをご覧くださいますと、具体的に利用者負担それぞれのその階層でどのようになるかというのは、確認していただけると考えております。

(井元委員) そうしましたら、この7ページなのですが、この網掛けが何なのかというのは、この7ページだけを見るとちょっとよくわからないですので、ちょっとこの下のほうに説明を入れておいていただいたらと思います。前のページを読むと改正がこうなっていて、改正のところが網掛けなのだというふうにはわかるのですが、これだけ見るとちょっとわかりにくいのかなと思いますので、お願いいたします。

(福田会長) 事務局お願いできますでしょうか。

(西川次長) 前のページ、6ページの2のところを見ていただきますと、どの階層の方が今回の適正化に当たるのかというところがわかっているように説明させていただいているのですが、済みません、そのことが7ページの表でもわかるように表記をさせていただきたい、改めたいと思えます。ありがとうございます。

(福田会長) よろしく申し上げます。

ほか、いかがでしょうか。樫本委員、どうぞ。

(樫本委員) 答申に参加させていただいて、ずっとこの間お話ししたこの中で一番やはりこだわったのは、適正化されるということが反対ではなくて、適正化されるのならば充実、やっぱり保育を充実してくださいということをお願いしていました。

特に、3歳児のF3からF5に関して一月の月額がやっぱり大きな金額になると思うのです。でも、働くということの大切さとか、働かなければならない方たちがおられるということで、一つ目は、やはり入所したいところに入れて、そして入ってよかったと。この適正化の中で入ってよかったと思われたら、適正化でこういうふうにされるということは、やはり金額をきちんと払って、その中で充実を求めるのは当たり前のことなので、そのあたりを付帯意見の中にやはり入れていただきたい。何が充実なのか、適正化されてその矢印の向こうの充実がこの付帯意見のところにやっぱり載っていれば、保護者も安心・安全な、進めていきますというような形を一つ入れていただきたい。

それともう一つは、このパブリックコメントに出てこない方たち、仕事をしたいなと思っているけれども、これは入ってられるから上がっているとか下がっているとか、もっと上げないでとかいうことになってくると思うけれども、仕事をしたいけれども入れない状況におられる方たち、遠くの保育所があいているけれども、やっぱり自分の入りたい駅の近くに入れないとか、そういう人たちの思いもここには載ってきませんけれども、やはり適正化されるところの予備軍の方たちのことも、たくさんこのパブリックコメントの中に茨木市が子育てに優しいまちづくりを目指してほしいというようなことが、みんな批判的に書かれている。何かもう住まわれている市民さんなので、やっぱりそうしてほしいなという願いを込めて、こういうふうなことを出されてきているから、やはり子育てに優しいということはやっぱり働いているのだというところをサポートしていただける意味では、ぜひこういうところがあるのだということも考えながら事業を打っていただけたら、私たちも審議会に出てきてよかったなと思えるのではないかなと思いますので、よろしく願います。

(福田会長) 樫本委員、ありがとうございました。

今、樫本委員から意見がございました付帯意見のところです。負担額を超えた部分を適正化された後、ぜひ、ちゃんと充実を図って

ほしいというご意見なのかと思いますけれども。

今回、割と付帯意見のところでは、かなり教育・保育の利用者負担額の部分については、やっぱり細かい制度的な枠組みについて付帯意見をつけておりますけれども、それを包括するような形で教育・保育サービスです。ぜひ、いい方向にというふうな形での付帯意見。今の時点で文言をちょっと確定させてもらうのは難しいですけれども、そういった方向で、ある意味きょうここに出てきてくださっている委員の皆様方の共通する問題意識というふうに考えてもいいかなというふうに思いますので、よろしければ、そういった形でちょっと事務局と相談させてもらいますけれども、付帯意見、特にその他につきまして加えさせていただければなというふうに思います。

樫本委員、どうぞ。

(樫本委員) あと、やはりうれしかったのは、市民が見るときにホームページ等でそういういろいろなことがあちこちの条件があったではないですか。この値段とか、この保育施設のそれぞれの人数も違うし、やり方も違うから値段も違うのですよという話をこの審議会でしたときに、では、そういうのをきちんと市民が見たときに一律の、一定ではなくて、ホームページでわかるようにしてあげてほしいですという話が出たら、ここにきちんと文言を載せていただいていたたり、やはり3年生、4年生で切れるようなとか、放課後の学童もこの今後検討しますとか、こういうふうに具体的な文に、文言になったのはうれしいなというふうに思いました。

(福田会長) ありがとうございます、ご意見。

今井委員、お願いします。

(今井委員) 皆様のご意見とちょっと重なるところも多々あるのですけれども、ここまでのいろいろと議論してきた中で、でもやはり適正化を考えていけないといけないのでというところは重々承知しているつもりですけれども、一般的な意見で保育の充実、それは保育の充実をしていただかないといけない、だから適正化になったから保育の充実化、でも、正直その私たち、実際に対象児童を預けているような私とかから考えると、保育の充実って何をもって充実というのは、やはり非常にわかりにくいところがあると思うのです。

なので、一般市民の感覚でいうと、残念ながら値上げの感覚というのは非常にやっぱりかき消せないというか、そこはもう仕方がないというか、本当にやっぱり値上げになるのだなというふうなとこ

ろはあると思います。

ただ、審議会のほうが先にしますということで、もともとスタートはそうですし、適正化、あくまでも市としては値上げでなくて適正化というところをそもそもの趣旨として掲げるのであれば、では、例えばもっと実感できるような、例えばですけれども、そこは実際の保育とはちょっと若干違いますよと言われたところで、では適正化しましたと。何とか茨木市として頑張って、子育てにも力を入れていきますと、もっと住みやすい町にしますと。たくさんの若い人が入ってきて、みんな頑張って子供も生んで育ててほしいと思うときに、では、こども医療の例えば、その女性がもっと頑張れる。例えば、もっともつとこども医療が充実できるだとか、保健医療センターの夜間のそういった夜中に行くところがないわ、高槻まで行かないといけないみたいなそういった形の、夜間の救急の対応みたいなものをもう少し市として力を入れるとか、何かしらそういうところがあると一人の母親としてはそういったところが具体的にどうか、実感できるものがやっぱりあるので、どちらかと言うと、保育の充実でというところで、何か実感せよというふうに言われたところで、やはりそれは保育所・保育園によってもいろいろなところ、違いもやっぱりたくさん出てくるので、お金の面もそうですけれども、保護者のお金とかいろいろかかってくる付帯するお金というのも当然かかっていくので、みんながある程度納得できるようなところは、若干そこは意味合いが違いますよと言われても、でもやはり子育てという意味で大きな一くくりのことで考えると、そういったところを充実させてもらえれば、いたし方がないというか、実感しやすいのではないかなというふうに思うので、直接保育料のことについてどうのこうのということではないですけれども、特に今回、私が一番気になったのは、今回これだけパブリックコメントをいただいている、その他のご意見というのは非常にやっぱりすごくリアルなご意見だなというふうに、私はすごく思いました。

その他のご意見というところは、やっぱりここはきちんと拾っていったほうがいいのではないかなというのは、一人の親としてちょっと思ったところでもあるので、実際保育をどうするかというところももちろんそうですけれども、保育の充実、それはもちろん安心・安全でというのは大前提ですけれども、こういったその他のご意見というところにも目を配っていただいて、そして市として子育てをしやすい環境をつくっていくためにどうするかというところを大き

く見ていただければなというふうに思います。

以上です。

(福田会長) ありがとうございます。今井委員のご意見、梶本委員のご意見に合わせて、単に保育サービスというところだけではなく、子育て支援サービスそのもの全体として、質、量ともに向上を目指していただきたいというご意見かと思えます。

直接我々の議論とかかわる部分ではないですけれども、やはりこれ、パブリックコメントをしていただいた意見を見せていただきますと、我々としては非常に心が痛い部分があるというのは正直なところではございます。適正化ということで進めさせていただきますけれども、実質負担額が上がる利用者の方がいらっしゃると。そういった中で、どういった実際に課題を感じておられるのか、とりわけその今回の審議会についての意見として挙げられてきたその他の意見の部分ですよね。本当に子育てをしていく中での大変さ、とりわけかなり具体的なある種の提言のようなものもあって、市にお願いする部分もございますので、ここからも全く無視するというよりも、その付帯意見の部分です。どういう表現になるかというのはちょっと難しい、今すぐということではなくて次回までというふうになりますけれども、ちょっと表現ですね、もう少し幅のある形で考えるような表現で事務局と調整させていただければなというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

済みません、ありがとうございます。そうしますと、ここまでいただきましたご意見を踏まえまして、答申書を作成したいというふうに思います。

ただ、きょうお示しさせていただきました答申書(案)に加えまして、一部文言の訂正及び新たに書き加えることもございますけれども、次が25日ということでございますので、大きな方向性としてはここで確認させていただいたということで、文言調整等、私、会長に一任いただければありがたいなというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

(福田会長) ありがとうございます。

ご異議がないということですので、答申書につきましては、事務局と調整させていただきまして、明後日、1月25日、18時30分、

第6回茨木市特定教育・保育施設等審議会において、市長へ答申を行いたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、4番目、その他についてでございます。何かございませうでしょうか。特にないようでしたら、事務局等から報告がありましたらお願いいたします。

(中路課長代理) では、今後のスケジュールについて申し上げます。

資料1をごらん願います。

今後の開催予定については、第6回審議会を1月25日木曜日、18時30分から予定しており、審議会から市長へ答申をいただきます。

続きまして、会議録について申し上げます。

本日の会議録につきましては、速やかに作成し、後日、委員の皆様にお送りさせていただきたいと考えております。また、第1回審議会冒頭でご承認いただきましたとおり、情報ルームにおきまして一般公開するとともに、保育幼稚園総務課のホームページにおきましても掲載してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

(福田会長) ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第5回茨木市特定教育・保育施設利用者負担額等審議会を閉会いたします。

本日は、どうもありがとうございました。